

和漢書、洋書扱いの区分に関する件

(昭和三十八年九月二十五日館長決定第十七号)

改正 昭和四十六年九月十七日館長決定第三号

平成 九年七月十四日同 第三号

和漢書、洋書扱いの区分に関する件を次のように定め、昭和三十八年九月二十五日から施行する。

図書館資料（音楽資料及び憲政資料並びに科学技術関係資料のうちマイクロフィルム、マイクロカード、マイクロプリント、マイクロシート、マイクロフィッシュ、ミメオグラフ等を除く。以下「資料」という。）の和漢書、洋書扱いの区分については、次の要領による。

1 本文が日本語、中国語又は朝鮮語からなる資料は、和漢書扱いとする。

2 本文が日本語、中国語及び朝鮮語以外の言語からなる資料は、洋書扱いとする。

3 本文のほかに、語句の注釈等を付してある資料については、注釈の部分を見れば、本文の言語によって扱いを決める。ただし、本文より解説又は注釈が主体である資料については、当該解説又は注釈の言語によって扱いを決める。

4 本文が二言語以上の言語からなる資料については、その言語の一つが日本語、中国語及び朝鮮語のいずれかであるときは、和漢

書扱いとする。

5 資料のうち対日本語、対中国語及び対朝鮮語の辞典類は、すべて和漢書扱いとする。

6 資料のうち抄録類は抄録の言語によって扱いを決める。

7 資料のうち図書目録類は、日本、中国及び朝鮮において出版されたものは、和漢書扱いとする。ただし、収録文献が日本語、中国語及び朝鮮語以外の言語のみからなるときは、洋書扱いとする。

8 資料のうち論文集、「紀要」類で、日本、中国及び朝鮮において出版されたものは、和漢書扱いとする。ただし、書名及び論文が日本語、中国語及び朝鮮語以外の言語のみからなるときは、洋書扱いとする。

9 前項ただし書中書名が日本語、中国語及び朝鮮語以外の言語のみからなる場合であつて、奥付等に日本語の書名が付されているときも、洋書扱いとする。

10 資料のうち絵画、写真集、統計、数表、図表類で、日本、中国及び朝鮮において出版されたものは、和漢書扱いとする。ただし、書名、説明語等が日本語、中国語及び朝鮮語以外の言語のみからなるときは、洋書扱いとする。

11 資料のうち複製本又は複製本については、原本の扱いに準ずる。

12 資料のうち楽譜は、すべて和漢書扱いとする。

13 日本語には、ローマ字表記のものを含む。

14 前各項の規定にかかわらず、書名が一言語のみからなる場合
においては、その言語によつて扱いを決めることができる。

改正文（昭和四十六年九月十七日館長決定第三号）抄

昭和四十六年九月十七日から施行する。

附 則（平成九年七月十四日館長決定第三号）抄

1 本件は、平成九年七月十四日から施行する。